

意見書

山形県農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）が実施した平成 29 年度農地中間管理事業について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 9 条第 4 項の規定に基づく意見は、下記のとおりである。

記

1 法人化の推進について

農家数が減少していることから、農地を良好に維持するには、一農家が担わなければならない耕地面積は増加していく。経営面からみると、一定の面積以上をこなすには大きな投資が必要になるため、資金面や個人の病気、家族の事情によるリスク分散を図る上では、個別経営から脱却して作業受託や法人化を進めることが有効と考えられる。個々の経営形態を最適化するために、関係機関が連携し、それぞれの状況に応じて、どのような形態をとるのが効率的か提示するなどの支援が求められる。

2 担い手農家の育成について

農業従事者の高齢化と後継者不足が進行しており、力強い担い手を育成しないと農地を維持していくことが困難な状況になっている。そのためには、地域の将来設計図である、「人・農地プラン」を充実させる必要がある。そのうえで、地域の財産である新規就農者や若手農家に、いきなり過剰な負担を強いることなく、計画的に成長を促すような配慮が求められる。また、個々の担い手の経営内容に応じて、各種施策を組み合わせながら総合的な支援をしていく必要がある。

3 多様性のある農村集落の維持について

農地中間管理事業を活用して担い手へ農地集積・集約化を進め、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める必要性は理解できるが、農村集落においては、担い手に農地を委ねたことを契機として離村するケースも見られる。強い農業という産業政策としての取組みは大事だが、多様性のある農村集落を維持していくためには、地域政策としての視点も望まれる。

4 担い手農家の経営問題について

農地中間管理事業を通して農地集積が進んでいくと、担い手の経営規模の拡大とともに、国の補助制度の変化や資金繰り等の厳しさから経営難に陥るケースが心配される。農業経営問題は、土地改良区の賦課金及び機構の賃借料の延

滞に直結するだけでなく、地域の農業の維持、発展にも重大な問題となる。そのため、関係機関が連携して適切かつ的確に対応していくことが大事である。このような状況を踏まえ、担い手農家の経営管理能力を高める支援等について、農林水産省における制度の見直しも望まれる。

平成 30 年 6 月 28 日

山形県農地中間管理事業評価委員会

委員長 小 沢 互

委 員 齋 藤 一 志

委 員 佐 貝 全 健

委 員 原 田 眞 樹

委 員 松 田 一 彦